

堺市告示第380号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第5条第1項の規定に基づき、令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長について（令和6年堺市告示第7号）において、別に市長が定める日まで期限を延長することとした当該市長が定める日のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人並びに主たる事務所又は事業所を有する個人及び法人に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までに到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年9月30日

堺市長 永 藤 英 機

都道府県名	地域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町